○経済産業省告示第二百四十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十二条の五において準用する同法第七十条の規定に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、次の者の登録を更新したので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百三十二条において準用する同規則第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

名　称	主たる事務所の所在地	登録年月日
三重県電気工事業工業組合	三重県津市垂水字焼尾二六一一番地の九三	平成二十五年十一月二十六日

○経済産業省
○国土交通省告示第百八十八号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年十月十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－121	日立　DADA	4JJ1XDMA	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番1号
NV2－122	日立　DAEA	〃	〃	〃

○経済産業省
○国土交通省告示第百八十九号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年十月二十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－123	KCM　70C6	QSB6.7－4B	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番1号
NV2－124	日立　WDR－H74	〃	〃	〃

○経済産業省
○国土交通省告示第百九十号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十五年十月二十二日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－125	ヨベルコ　WDR－YF07／YU07	J05E－TJ	ヨベルコ建機株式会社	広島県広島市佐伯区五日市港二丁目2番1号

○経済産業省
○国土交通省告示第百九十一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十五年十月二十四日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－68	CLAAS　A34	国際農機株式会社	北海道札幌市手稲区曙2条4丁目4番15号
NS2－69	CLAAS　A36	〃	〃

○経済産業省
○国土交通省告示第百九十二号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十五年十月二十四日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－70	ボルボ　SD115	山﨑マシーナリー株式会社	静岡県磐田市飛平松216番地1

○経済産業省
○国土交通省告示第百九十三号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十五年十月二十四日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－71	ワイピーエム　E　CO－13GT	株式会社ワイピーエム	佐賀県唐津市原1534番地

○経済産業省
○国土交通省告示第百九十四号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第二項の規定に基づき、平成二十五年十一月十八日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十五年十一月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
NS2－72	三菱　AD500Ⅱ	三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号